

令和5年度 第3回周南市地域自立支援協議会会議録

1 場所 周南市役所 1階 多目的室

2 日時 令和6年3月27日(水) 午後3時00分から午後4時00分

3 出席者

(1) 委員

中川 聡(会長)、末廣 睦子、岡崎 裕美、山本 百合子、高松 弘、
信吉 重治、仲西 徹 7名

(2) 事務局

こども・福祉部長、障害者支援課長 外3名

4 欠席者

徳毛 裕之、田中 紘子、高木 昭、通山 賢一、松井 優佳、
松本 富士雄、守本 友美、高橋 武人 8名

5 傍聴者

なし

6 内容

(1) 周南市障害者計画(第5期)、周南市障害福祉計画(第7期)・周南市障害児
福祉計画(第3期)の策定【最終案】について

(2) その他

7 審議等経過及び結果

周南市障害者計画(第5期)、周南市障害福祉計画(第7期)・周南市障害児
福祉計画(第3期)の策定【最終案】について

◎議 長 周南市障害者計画第5期、周南市障害者福祉計画第7期・周南市障害
児福祉計画第3期の策定について、事務局から説明をお願いします。

周南市障害者計画第5期(案)のパブリック・コメントへの対応と最終案 について

※事務局から説明

◎議 長 それでは委員の皆様、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

◎委 員 障害者計画 32 ページの下から 2 行目の「障害のあるこども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるために個別の指導計画を作成・活用していきます。」という部分について。私の記憶では、山口県でこのような取組を始めたのは平成 18 年からと記憶していますが、何を今さら、計画にこのことが挙げられているのかがよく分からないのですが。

■事務局 この文章は、前計画においても同様の内容で入れさせていただいています。今回新たに付け加えたものではなく、継続的に入れているものです。

◎委 員 昨日も、県の特別支援教育室の方と話をしました。教育支援計画を立てると、個別の指導計画を立てなければならない。それはなぜ決まっているのかと尋ねると、学習指導要領に基づくものであるとの説明を受けた。そうすると、特別支援学校であれば、必ず教育支援計画を立て、個別の指導計画も立てる。山口県の様式については詳しくわからなかったが、調べてみると、長崎県の教育支援計画と、指導計画のひな形を見つけて、これは非常に分かりやすいものだった。それを読むと、教育支援計画に挙がっているものが、個別の指導計画に転記されているものもあった。それを見ると、現場の教員の方は、計画だらけで大変だなあという感想を得ました。学習指導要領で決められていることなので、それが変わらない限り仕方ないのかもしれない。ただ、問題なのは、特別支援学校や特別学級に通われているお子さんであれば計画が作られるが、通常学級のなかで配慮や支援が必要な子どもたちに、個別の教育支援計画を立てると、担任教諭は、個別の指導計画も作らなければならないということになる。それはどうなのかと、昨日も話をしたのですが、そのとき結局自分は何の話をしたのかと言うと、うちの子どもの話しをしました。20 数年前のことですが、その頃は、教育支援計画という制度はなかった。うちの子は、計算はできるが、応用問題、文章題になると、困難を示すタイプの LD 学習障害だった。それに対する支援はなく、中学生くらいから、自分が親として毎週、数学を見ていた。通っていた高校では、1 年生まで数学の授業を受ける。1 年生の終わりの数学の試験で、最後の最後で追試と告げられた。順列・組み合わせの追試でした。うちの子は、計算はできるし、簡単な文章題もできる。ところが、P(順列：Permutation)や C(組み合わせ：Combination)を使うような式になると、困難を示す特性を持っていた。追試と告げられたので、担任教諭のところへ行き、障害の特性から、追試をしても意味がないですよ、やるのなら、補習などの対応をしてもらえないかと話をしたところ、担任は追試を受けなくても良いと答えた。なぜかと言うと、本当の欠点ではなく、

テストの全体の平均点にすこし嵩上げして、それ以下の子どもは追試を受けるようにした。追試の対象者は6人で、平均点以下の子どもは4人、平均点以上で追試の対象となったのは2人。その2人のうちの1人がうちの子であるとのことでした。このような経験を経て感じるのは、うちの子のように、計算能力や簡単な文章題は解けるが、応用的な文章題には困難を示すような場合、支援計画に挙がってくるかと言えば、挙がってこなかったと。

◎委員 個別の支援計画について言えば、現在の学校では、通常学級であっても作成します。だいたい3分の1程度の児童分は作成されています。通常学級だから個別支援計画を作らないということはない。保護者から求められたら個別支援計画を作成します。その計画を、保護者が中学校に持っていくか、持っていかないかは保護者の自由であり、個別支援計画の内容も、現在の様式では、保護者と相談したうえで、こういう指導方法でいこうということが書かれています。例えば「読み書きに集中できるように環境を整える」ということについて、どういうふうに本人にアプローチしていくか、また指導後の達成状況についても書かれるようになっていきます。支援計画と個別の指導計画は、ほぼ同時に作成されるパターンです。国が出しているものなので。支援学校に通われる生徒であれば全員作成されるし、通常学級であっても3分の1程度の児童分が持っているというのが現状であり、中学校まで続けることが多いが、続けるか続けないかは保護者の方が決められる事柄です。逆に「個別支援計画が必要ですよ」と教師から保護者へ伝えると、激怒されることも多い。「うちの子が、支援計画が必要な子どもだと言うのか!」と怒られる場合も多く、とてもデリケートな問題です。何が苦手で、何が苦手でないかということ、子どもをよく知る家庭が把握していること、また、学校が学習指導のなかで把握したことを書くのが個別支援計画であると私は理解しています。「どういう指導をしてくれるのか」という点については、教育的なことについては教師がよくご存じであるし、家庭が何を求めているか、それが学校にできることか、家庭でもできることなのか、家庭と学校で連携しなければ難しいのか、そういったことを記録して残していくのが個別支援計画であると理解していますがどうでしょうか。

◎議長 お二人の委員は、時代が違うことを同時に話されているのだと思います。良い比較になったのではないのでしょうか。20年前はそのような状況だったが、現在はここまで進んでいるということであると思います。ただ、市が計画を立てられるということは、現状でも障害児をとりまく状況は十分ではないので、現状に甘んじることなく、さらに進んでいきたいと思います。この会議もそのように進めるべきだと思います。過去の状況が糧となり、現在に進んでいるが、それでも十分ではないので、未来志向でやっていきたいと思います。

ないでしょうか。そういった意味で、個別の教育支援計画・指導計画に言及したこの部分は、どちらかと言えば学校に帰するものなので、市に質問しても、答えにくい部分ではないかとも思いますが。

◎委員 私も、なぜ障害者支援課が作成する計画に、教育委員会が管轄するようなことが書かれているのが疑問に思います。

◎議長 例えば、文章の前に「学校では、」と付記してはどうでしょうか。

■事務局 この計画の作成主体は「周南市」であり、市立学校における取り組みとして言及したものと整理すれば、現状のままで問題ないと思われるがどうでしょうか。

◎委員 事務局が言われるように、この計画は「周南市」が策定するものであり、教育委員会とも協議したうえで、整えて来られたと思います。教育委員会を無視して作成されたものではなく、計画作成にあたり、いろいろな関係課が目を通して、仕上げられたものだと思うのですが。

◎議長 そういう捉え方であれば、原案のまま問題なしとして判断してよろしいでしょうか。

◎委員 昔、漢字が書けないという小学3年生の子どものお父さんと話をしたことがあります。毎日10回ずつ漢字の書き取りをしたが、いつまでたっても覚えることができず、そういう特性のある子どもなのだと理解したと話しておられた。そういう状況が、今は改善されているのかということが知りたいのですが。

◎議長 その点については改善されています。現在は、高校入試でさえ、アルファベットや漢字が認識できない子どものためにルビを振るといった配慮がされています。障害の特性によって門戸を閉ざすということはないし、そういった子どもは、個別の教育支援計画に挙がってくるので、学校では指導計画を作成していくことになります。それが社会とどう繋がっていくかということが今後の課題だと思いますが。

◎委員 マークシートにしている学校もあり、状況は変わりつつあると思います。ここ最近も、いくつかの学校に関わるなかで、場面緘黙の生徒さんがおられました。その子は個別支援計画を持っていて、受験して学校に入学されました。どんなに練習しても話すことができなかったが、「うん」か「いいえ」で答えられ

るよう試験で配慮を受けたり、タブレットで試験が受けられるよう学校側が配慮したりといった事例がありました。障害特性のため、できないことがあっても、違う分野でできることを目指していく時代なのだと感じます。

◎委員 とはいえ、これは教育の問題であり、このことを障害者計画に取り上げるのは、やはり違和感があるのですが。

◎議長 先ほど、教育委員会も周南市の組織機構に入っているという形での整理もできたので、原案のまま問題ないと思われるがどうでしょうか。

◎委員 この計画は、障害者支援課だけで作成しているのではなく、周南市全体で、市の各部署の職員で取り組んでいく事柄を記載したものであるという理解で良いでしょうか。

■事務局 計画案は、関係する市の各部局に確認をとり、文案についても各課が作成した部分もあります。位置づけとしては、お見込みのとおり、周南市全体としての計画です。

◎議長 先ほど「学校では、」と付記することについて提案しましたが、周南市全体としての計画であるならば、付記するまでもなく、市教育員会も含まれているという解釈で問題ないのではないのでしょうか。

◎委員 しかし、発達障害の子どもがそのまま高校に進学する場合、私立の高校もあるが、ほとんどの子どもが県立高校に進学する訳であり、その点を掘り下げると、本計画において協議が成されていると言えるのかという疑問も生じるのですが…。とはいえ言葉尻を捕らえていくとキリがないので、これで良いです。

◎議長 20年前と比較すれば、今は教員の認識は向上していますが、それでもまだ充分とは言えない。総合支援学校にはセンター機能があり、周囲のコーディネーターの先生の所に、支援学校の教員を派遣し、子どもの障害に対する理解を深めるという取組を進めているが、それでもまだ満足とは言えない。しかし、本会議としては、あれが悪い、これが悪いという点を指摘するよりも、今後どうしたら良いかという点について時間を割いて、議論を進めていきたいと思うのですが。

◎委員 わかりました。

◎議 長 ありがとうございます。

◎委 員 もうひとつ、グループホームについて。令和5年度に入っている人が91人で、逆に、周南市にグループホームが何施設あるのといった、それも絡んでいて、どちらの計画に記載してあるのか分からないが、周南市民の方で、グループホームに入っている人が91人、それに対して、いま市内にある施設は4施設あって52人、近日中にもうひとつできる施設を含めると、5施設で58人となる。要するに、単純計算でおよそ40人の方は、市外の施設へ入っているんですよ。もうひとつ気になったのは、障害者計画の31ページに生活支援という言葉が出てくるが、生活支援を行う施設は周南市内にない。市の担当職員へどうなるのでしょうかと聞いたら、施設は下松市にあると言う。周南市で支給決定を受けたら、下松市の施設でも使えると明るく答えられた。それはそれで良いのだけれど、人口が少ない市の施設を、人口が多い市の市民が使わせて頂いているというのは、どうかと思うのですが。また、前回の定例会議で、強度行動障害の子どもの受け入れを行っている光市の施設がそろそろ定員いっぱいになるので、なかなか引き受けて貰えないという話を聞きました。また、強度行動障害の子どもの持つ人からたまたま話を聞く機会があったが、その方は、柳井市の施設に入所されているとのことでした。以上のように、大切な施設が、周南市に全然ない。これはどうかと思うのですが。

◎議 長 このことは前回の定例会議でも話題に挙がり、そういった現状を受けて、市として今後推進していくということで結論が出たと思うのですがどうでしょうか。

■事務局 グループホームについて話題が出たので、具体的な数字を申し上げますと、市内に5箇所ほどグループホームがありますが、周南市在住の方で、周南市内の施設に入っておられる方は、だいたい3割。範囲を広げ、周南圏域、下松市と光市を含めた単位で考えると半分程度であり、入所者のうち半数以上の方が、周南圏域外の施設に入っておられるという状況があります。委員さんがおっしゃられるように、周南市の施設数が十分ではないということもあるが、現状では周南圏域を単位として、他のサービスも含めて連携し、協力しながら対応しているところです。周南市に利用できる施設が増えることが望ましいのではないかとこの点については、市として必要な働きかけを行っていきたいと考えています。

◎委 員 いまは、民間会社でもグループホームを運営することができます。優遇措置なども設けて、周南市内の施設を増やして、少なくとも、グループホームを利用したいと考える障害のある人が、どの施設に入るか選択できるだけの数が

欲しいなと思います。二つか三つあるなかで、どの施設にするか選べるような数が欲しいなと思います。なぜそのように言うかと言えば、かなり以前の話ですが、北海道の伊達市にグループホームの見学にいった際、伊達市の方に、市民館の大ホールで説明をして貰いました。そのとき、その方が何を話されたかというところ「その施設を出たいと思ったら、いますぐ出れば良い。代替りの施設もありますから」と話されていた。少なくとも、そのくらいはして頂きたいなというのが、私の願いです。

◎委員 私は逆に、どうして周南市にはグループホームが増えないのか、市はこれをどう把握しているのか、ということが気になります。宇部市や防府市は施設が増えてきているが、人口規模に比べて、周南市はなかなか増えない。児童発達支援も、放課後等デイサービスも。意外と一般就労している方が多いのか、家族の助け合いが多いのか、施設のイメージが悪く好まれないのか。色々あるのかもしれませんが、そのあたりが見えてこない、企業も施設を建てようとは思わないと思います。今後、周南市として、なぜ市内で施設が増えないのかという要因を考えて、改善していただければと思います。それにしても周南市は全然増えない。B型事業所も増えない。支援学校が2つある割には増えていない。もしかしたら一般就労している人が多いのかもしれない、支援学校がとても頑張っておられるのかもしれない、企業さんの受け入れが多いのかもしれない、そのあたりは我々には分からないので、アセスメントできるならば行って、考えていただければと思います。

◎議長 そういった数字は、この計画で示されていますか。

■事務局 サービス利用者数は示しているが、施設数は計画で示していません。

◎議長 障害者施設のことについて、担当課はどこになるのでしょうか。

■事務局 障害者支援課になります。なかなか分析ができていないのが現状ですが、当事者の皆様の声を聞いて考えなければならない問題であると考えています。

◎委員 児童発達支援は少ないですね、放課後等デイサービスも。両方とも、2年待ってもなかなか空きがないとの話を聞く。だけど意外と、児童クラブが、支援学級に通う子供を預かってくれるので、働くお母さんがとても助かっているという話も聞く。児童クラブの方がすごく頑張っておられる。障害があってもなくてもうちで見ますよ、という風に。だから逆に、放課後等デイサービスが増えないのかもしれない。今回の計画にもあるように、なるべくインクルーシブルに、

放課後等デイサービスでなくても預かってもらえるような現状がある。それはとても良いことだと思っていて、そういう見方が分かってきたら、それぞれの障害福祉サービスの必要度なども、違う方向から分析できるかもしれません。

◎議 長 現状では、どちらかと言うと、保護者の方は、施設の空きがない、ないと言われている。だから、今言われる方向性や考え方もあるべきだと思いますが、現に困っておられる保護者の方を救うためには、施設は必要である。そういった塩梅を、だれが把握して、だれが仕掛けていくのか。本協議会で、その辺りの話ができればなお良いかと感じます。施設が増えないことについて、市の担当職員も困っている訳で、逆に本協議会で提案できれば、より建設的な話ができるのではないかと思います。

◎委 員 子どもが福祉サービスを使う場合、必ず相談員がつくことになる。しかし現状、圧倒的に相談員が不足している。そのために利用者が増えないという面もあると思われます。相談員が少ないと、プランを立てられないから、児童発達支援や放課後等デイサービスを使えない。だから、どちらが先かは分かりませんが、適切な福祉サービスを提供するのであれば、施設を増やすこと、相談員を増やすこと、どっちもやらなければならないと思います。

◎議 長 このなかに、福祉サービスの事業者はおられませんか。

■事務局 本日も欠席の委員のなかに、福祉サービス事業所に所属されている委員さんがおられます。

◎議 長 いらっしゃるのであれば、そういう話も今後していけるのではないかと思います。

◎委 員 私は、他市で相談支援専門員をしているので、毎年こういう話をさせてもらっています。市町によって特色が違うことは全く問題ないですが、胸を張って「周南市はこうやっています」と言えた方が良いと思います。

◎議 長 本日の議題は、この計画をまとめることです。しかし先ほどからの議論は、日頃発言する場がないからこそ出てくるものであり、そこを一緒に考えたいというニーズが大きいのだと思います。今後、そういう議題を事務局で設定してもらえれば、もしかしたら委員の出席率もより高くなるかもしれませんね。

■事務局 貴重なご意見として承りたいと思います。

◎議 長 本日まで出席の委員も、そういう棲み分けで整理いただければよろしいかと思えます。

◎委 員 この機会にもうひとつ話をさせていただくと、親ひとり子ひとりのご家庭で、ある日、親御さんが入院することになった場合、障害のある子どもはどこに預かってもらえばいいのかという課題がある。昨年、柳井にある民間のグループホームの施設長の方と話をする機会がありましたが、その方が言われるには、自分としては、そういった場合に対応するため、空き部屋を確保しようと考えたが、民間会社であるため、本社の了承を得る必要がある。本社にはいちど断られ、施設長としてもう一度本社と話したが、決定は覆らず、非常用の空き部屋を確保することはできなかったとのことでした。現状では、親御さんが入院されるような場合、子どもを預かってもらえる場所を、とにかく探すしかない。近くで見つからないから、遠くの施設にお願いせざるを得ない、という状況があります。

◎委 員 地域生活支援拠点等をどう活性化させていくか、ということですね。

◎委 員 ただし、施設管理者の立場を思えば、緊急時対応のために空き部屋や人員を確保しておくとなると、負担感もあるし、難しい部分があると思えます。

◎委 員 本来は、緊急の場合に備えて、各施設にひとつは空き部屋を確保する決まりになっているが、空けておくと、お金の問題があるので、現実には空けておくと言うのは無理なようです。

◎委 員 ショートステイは空いているのではないですか。それを考えると、緊急ショートがどのくらい使えるか、対応してもらえるか、という話にもなります。

◎委 員 自分のことをお話しすると、うちの子どもの場合、自分が入院・手術したときには、2箇所の施設にお世話になりました。今は、本人はまる5年、グループホームで頑張っています。彼女の気持ちも「ここは私の居場所。お母さんが亡くなっても私はここで頑張る」という言葉がここ最近出始めていて、私も安心しております。

◎議 長 こういった問題は方々にあって、日頃言わないだけで、このような課題を抱えた本人や家族をたくさん知っています。自分として一番やりたい事は、日本はそういう部分が遅れていますよね、でも、我々の唯一の望みは、行政なんですよ。だから本当に、担当課の皆さんに、現状を挙げながら、その現状をどう

にかしてくれと言う事はたやすい。しかしそれだけではなくて、どうしたら良いかを一緒に考える場をつくる。その方が建設的だと思うんですね。これです、どうにかしてください。これです、どうにかしてください。その連続では、市も児童相談所もパンクしてしまいます。実際にパンクしています。だからそうではなく、この状態は良くない、その認識は市も持っている訳だから、委員の我々も頑張りますので、一緒に考えます、という場が無いのではないかと思うんです。そういった場の創出が必要ではないか考えるのですがどうでしょうか。

◎委員 何か一点でも良いので、やってみようという形になれば良いと思います。

■事務局 自立支援協議会の組織のなかで、運営会議などの場を設定しています。そのなかで、地域生活支援拠点等の推進について検討するプロジェクトなどを作って、関係者が協議を行っています。まさに先ほどから話されているような事柄について話し合いが進められています。そのなかで、市の施策として何かできる事はないかということ、少しずつではありますが進めています。今後、運営会議から出た意見を、定例会議でお知らせすることができればと考えております。

◎議長 これは決して批判ではありませんが、行政職員のほうが、人事異動で早く変わっていく。どうしても。しかし委員である我々は、長い期間それぞれの立場で従事している訳であり、その辺りのしくみがうまくいくと良いと感じます。どうしても、年度年度によって、温度差も生じてしまうので。

◎委員 もう一点、これは提案ですが、プロジェクトにたずさわっている方がおられるじゃないですか、そういう方も定例会議の場で意見を交換していきながら、自分たちの会のあり方を振り返ることも大事ではないかと思うのですが。今は、わりと分断されているように感じる。分断されているから、定例会議でも、プロジェクトでも同じ話が出てくる。その結果、どこも進まなくなってしまう。自立支援協議会という場を上手に使うことを考えるならば、プロジェクトにたずさわる方々が、こういう議論について、定例会議の評議員も考えて欲しいと言うべきであるし、市もちゃんとそれを交えて聞く方が、より広い意見が入るのではないかと思う。国も、自立支援協議会をもっと活性化しましょうという動きです。であるならば、お手間かもしれませんが、プロジェクトの方々にも定例会議に来ていただいて、みんなで今取り組んでいる方向性について揉んでみるだとか、報告を聞きながら、それは良いんじゃない、こういう課題があるんだね、といったプロセスを踏まえていかないと活性化しないと思います。実際に、自分がいたグループはひとつ無くなっています。私は、活性化するということは、分断しない

ということだと思っているので、プロジェクトの方々が何を頑張って、何に取り組んでおられるのかということ、評議員である私たちも知りたいし、一年に一回の報告ではなく、直接聞いてみたいなと思っています。

◎議 長 そういった方向性を含む計画であり、今後に期待するということで、まとまると良いと思います。

◎委 員 今から取り組めば、次期計画のときに盛り込めるのではないのでしょうか。そういった取り組みを行うことができることが、自立支援協議会の良いところだと思っているので、できたらいいなと思っています。

◎議 長 個別に挙げればキリがないので、ひとつ目の議事の方は、この辺りでよろしいですか。次に行ってよろしいでしょうか。

■事務局 次は、周南市障害福祉計画（第7期）・周南市障害児福祉計画（第3期）のパブリック・コメントへの対応と最終案についての議事になります。

◎議 長 はい。

周南市障害福祉計画（第7期）案・周南市障害児福祉計画（第3期）案のパブリック・コメントへの対応と最終案について

※事務局から説明

◎議 長 委員の皆さんから何かありますか。

◎委 員 パブリックコメントNo.4の項目、福祉計画17ページの第3章（7）に追記した部分の表記について、「山口県労働局」とありますが、労働局は国の機関になりますので、名称としては「山口労働局」となります。

◎議 長 その他ありますか。

◎委 員 福祉計画3ページのところで、本文中で「山口県とも連携し、周南圏域（周南市、下松市、光市）を単位とすることも視野に入れて、効果的な計画の実施を図ります」とありますが、周南市に住む障害のある人が、生活訓練やグループホームなどのサービスを周南圏域の事業所で受けていただいているという現状

を考えると、これはすべき事柄であると思いますが、本計画期間内に、下松市・光市と、協議くらいはされるのでしょうか。すぐにとというのは難しいでしょうけれど、お互いそれぞれ利用者を受け入れている、周南市はあまり受け入れていないのでしょうか、そういうことを話し合う協議会を作りませんか、くらいの声かけはするのでしょうか。例えば柳井市とその圏域では、圏域単位の自立支援協議会を設置している。そこまで作れとは言わないが、下松市・光市の担当課さんに言って、年に1回くらい話し合うというのはどうでしょうか。計画で書かれていると、そのように解釈しても良いのかなと感じますがどうでしょうか。

■事務局 ご意見いただいた事業所のことだけでなく、他のサービスのことや、報酬改訂のことなどについて、その都度、周南3市の担当課で協議する場を設けています。

◎委員 そういった臨時的なものではなく、話題がなければ仕方ないが、話題があるならば年に1回や複数回、話し合う会議や組織を作られてはどうかなと感じる。柳井市が、圏域（周防大島、柳井、平生、田布施、上関）単位で自立支援協議会を設置している事例を知っているのです。

◎委員 自分の知る限り、どこの市町もそうなのでしょうが、周南市の方が圏域外の山口市や下関市の施設に入られたり、防府市の方が宇部市の施設へ入られたりといった事例が結構多い。あちらの方が、福祉サービスが良いから、と言って。しかしサービスの支給は、元の自治体を実施する。だから、市町間の出入りも色々あるのだと思う。この辺りのことについて、行政として、意見交換ができた方が良いかもしれないと感じます。知恵を借りたり、知恵を貸したり、といったように。

◎議長 今のご意見については、どうですか？

◎委員 そういった意見交換は、やはり行政規模が同じようなところが良いのでしょうか？ また、行政間の意見交換の場で何について話し合うのかということについては、障害者支援課だけで話し合うのではないですよ。集まる時には、色々な分野で話し合われるのだと思います。その中で、こういった問題についても、頭の片隅に入れておいてもらえれば良いなあと思います。

◎委員 今回の計画のなかで、「周南圏域（周南市、下松市、光市）を単位とすることも視野に入れて、効果的な計画の実施を図ります」という文言がせっかく入ったのだから、大げさな組織でなくても、担当者間での話し合いの場があると

良いと思います。

◎委員 とはいえ市が動くとなると、どうしても大げさになりますよね。担当者が下地を作って、上が話し合う、といった具合に。

◎議長 事務局のお考えはどうですか？

■事務局 協議会という形でとなると、関係機関との調整もあり、なかなか難しいかもしれませんが、障害者支援という立場だけでなく、障害のある人をとりまく関係課も交えて会議をするということは、非常に良いことだと思います。視点の違う意見も出てくると思いますので。どのような進め方をすれば良いのかということも含めて、我々の今後の課題であると感じております。貴重なご意見として承りたいと思います。

◎議長 その他ありませんか。よろしいでしょうか。それでは、次の議事「その他」に移ってよろしいですか。

その他

◎議長 まず事務局から、今後のスケジュールについて説明をお願いします。

■事務局 はい。今回の定例協議会において、最終案ということで、計画について色々ご意見をいただきありがとうございました。これを踏まえ、完成版を作ってまいりたいと思います。完成した冊子は、また皆様に送付させていただきます。製本のため少々お時間をいただくこととなりますが、よろしくをお願いします。

◎議長 その他、皆さんから何かございますか。

◎委員 「みんなねっと」という、全国精神保健福祉会連合会が毎月発行している小冊子についてお話をします。先日これを読んでいたとき、昨年埼玉大会で話された内容がコンパクトにまとめてありました。本日お話ししたいのは、13ページに書かれた「家族依存政策からの脱却」という部分です。親が年をとってきて、色々なことができなくなっているから、これくらいのことをやって欲しい、という事が書かれています。このなかで、大切だなと思うところに線を引いています。それと、お配りしたコピーに「エコノミー症候群」とメモしていますが、これは本文中に書かれた「入院中の隔離拘束をなくし、発症当初や急性期の

家族の負担を軽くする」という部分で、拘束するとなぜダメなのかと言えば、エコノミー症候群を引き起こすからという意味でメモしたものです。

◎議 長 ありがとうございます。その他ございますか。

(発言なし)

◎議 長 実効性のある取り組みをするためにはどうしたら良いかということについて、先ほど周南圏域を単位として、関係部局の協議会を作ってはどうかとの話もありましたが、市としても、なかなか答えられないですね。具体的な事がある、それに対して連携した方が良いよねということになって、初めて動き出すものですが、いざそのときになって、市役所に動くだけの人員や、業務の余裕があるかどうか、ということだと思います。自分も組織の中において感じるのは、これまでやってきた歴史の積み重ねで今がある訳ですが、先ほど皆で確認したように、私たちを取り巻く環境は、決して「進んでいる」状態ではない。ということは、今までと同じことをしているだけでは、その繰り返しになる。何か起きたとき、私たちがどれだけ緊急に動いて、新しいものを少しずつ入れていけるかということだと思います。委員の皆さんも、そのための協力は惜しまれないと思います。行政には、その部分を期待しています。少人数で頑張っておられるのは皆理解していますので、一緒に協力してやっていきましょう。

以上で議事を終了します。